

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

令和6年4月～令和7年3月

高野口物流株式会社

高野口運送株式会社において、輸送の安全を確保する為に、以下のとおり全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

1、 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。
又、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、役職員に対して輸送の安全に確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（これを「**Pran, Do, Check, Act**」という。）を確実に実施し、安全対策を不断に見直す事により、全役職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします

2、 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を厳守致します。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部調査を行い必要な是正措置または予防措置を講じます
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

3、安全管理規定

別紙「安全管理規定」に定めます。

4、輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

年間計画を作成のうえ、全乗務員の運転状況をチェックするとともに、
運転教育を行います

(2) 設備投資

車両については、計画的に最新の型式へ代替してまいります。

また、全車両にGPS（位置情報サービス）を活用した株式会社ノーティス製を採用し、運行管理者が全車両の現在地を把握できるシステムも構築されており、故障やトラブル、万一の事故にも適確に対応できます。また、従来の設置型アルコール検知器に加え法改正に伴い、携帯型（記録式）アルコール検知器も各乗務員に配備しております。

(3) 令和6年度 輸送の安全に関する行事計画

高野口物流株式会社

運行管理	選任運転手の健康診断受信による健康管理	通年
	乗務前の点呼、中間点呼の徹底運動	実施継続中
	過積載厳禁・法令順守・徹底運動	実施継続中
	運行管理者会議	奇数月開催
安全運動	春の全国安全運動協賛運動	5/11～5/20
	秋の全国安全運動協賛運動	日程未定
	安全推進班長会議	毎月
	ドライブレコーダー記録によるKYT等の 外部講師による社内安全講習（全社員参加）	2月開催
	班別安全推進運動	実施継続中
	年末年始安全輸送強化運動月間	12月・1月
	労働災害防止推進運動（熱中症他対策）	7月・8月
	運行前の点検の徹底	実施継続中
	年末年始安全輸送点検強化運動月間	12月・1月
その他	事故原因究明対策会議	事故発生時
外部研修	安全運転中央研修所派遣（ひたちなか市）	5月・8月
	運行管理者一般講習	9月

5. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

(1) 現業部門の体表者

経営者レベルと統括運行管理者による意見交換等を含めて会議を開催し双方向で情報の共有化を実践のうえ輸送の安全性向上に努めるため、定期的に運行管理者会議を開催致します。

また、運行管理者に関しては独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させています。

(2) 安全マネジメント研修

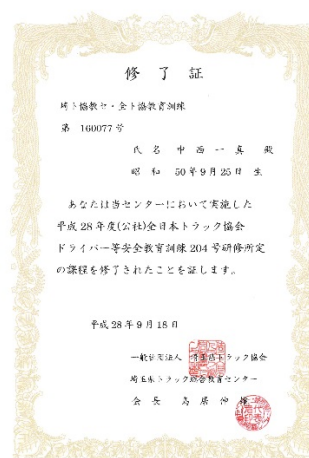
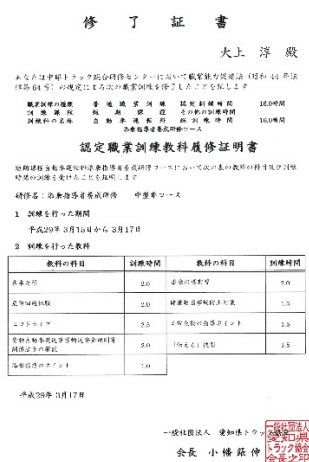
株式会社ノーティスによるドライブレコーダーの記録をもとに（過去の他社事事故事例・自社の走行記録）映像による安全マネジメント研修を行い、乗務員全員の走行記録を確認、ヒヤリハットを共有するとともに運転技術、運転マナーを改善する意識付けを行いました。

(3) 安全教育訓練研修

管理職

管理職

乗務員



代表取締役/事務 大上淳/愛知県トラック協会 研修名：添乗指導者養成研修

管理職/事務 米田博/福岡県(株)おんが自動車学校 研修名：添乗指導者養成研修

乗務員 中西一真/埼玉県トラック協会 研修名：ドライバー等安全教育訓練 204 号研修
引き続き各乗務員、事務職に研修参加させていただきます。

6、輸送の安全に関する目標の設定

事故の実情および事故の削減目標

- * 令和5年度事故発生状況 * 自責事故目標3件以内達成できました。
 - ・ 人身事故・・・ゼロ
 - ・ 車両事故・・・3件
 - ※ 自動車事故報告規則第2条に該当する重大事故0件
- * 令和6年度安全に関する目標
 - ・ 人身事故・・・ゼロ
 - ・ 車両事故・・・自責事故0件

※ 自動車事故報告規則第2条に該当する重大事故0件

7、事故、災害時に関する報告連絡

- (1) 交通事故が発生したときは、当該交通事故に係る車両等の運転者、その他の運転者は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じる。
- (2) 事故現場において必要な措置を講じた後は、警察に連絡しその指示に従うとともに会社、関係各社連絡先に連絡を取りその指示に従うこと。

(3) 社内連絡体制

